

退職した方がいたら(一括徴収)・・・

- 1 退職した方の退職後の特別徴収税額を、退職時の給与や退職金などからまとめて徴収し、納入することを一括徴収といいます。
- 2 6月から12月までに退職した場合は、本人の申し出により一括徴収することができます。
- 3 1月から4月までに退職した場合は、本人の申し出とは関係なく一括徴収することが原則です。特別な場合を除いて一括徴収してください。

退職(一括徴収)

一記入例一

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和5年12月3日		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	潟上市天王字長沼132-21		特別徴収義務者 指定番号	0012345678					
潟上市長様			名称	株式会社 潟上市工業		個人番号 又は法人番号	9876543210987					
			代表者の 職氏名	潟上 太郎		連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係 氏名 電話	経 理 係 秋田 花子 018-878-2211				
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由				
氏名	秋田 次郎		円 18,000	6 月分から 11 月分まで	円 9,000	円 9,000	令和 5・10・31	1.退職 2.転勤 3.休職 4.死 5.その他 ()				
生年月日	M T S 日 55 年 10 月 1 日											
給与の支払を受けなくなった後の住所	潟上市昭和久保字堤の上1番地3											
宛番号	00001											
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
						退職時までの 給与支払額	1,135,427 円	控除社会 保険料額	102,621 円			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

※「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与・賞与(退職金、通勤手当は除く)の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当金等の支払予定日	徴収予定		※退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してください。	
1.異動が令和5年12月31日までで、申し出があったため (11月20日申出)		支払予定日ごと の徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)		
		令和5年11月15日	9,000 円		9,000 円
2.異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため					
一括徴収した税額は 12 月分(1 月10日納期分)で納付します。					

◎転勤等による特別徴収届出書(特別徴収継続を希望する場合、新勤務先について記入してください。)

月割額 円を 月分から徴収し 納入します。	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地		特別徴収義務者 指定番号	
		名称		個人番号 又は法人番号	
		代表者の 職氏名		連絡者の係及び 氏名並びにその 電話番号	係 氏名 電話